

「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会」
調査結果報告書

平成 30 年 1 月 24 日

1 調査の経緯

県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンターの 4 名の放射線治療医（以下「退職医師ら」という。）が、平成 30 年 1 月末までに退職する意向があるということを、平成 29 年 11 月 10 日に神奈川県立病院機構から報告を受けた。

その後、県は 12 月 15 日付けで、病院機構監事から監査結果報告書の提出を受け、内容を確認したところ、医師間のパワーハラスメント事案について、病院機構の関連規程に則った対応が行われていないことが指摘されていた。

このため、県は、退職医師らが退職を決意した経緯や理由とともに、病院機構の業務が適切に行われているか等を把握するため、地方独立行政法人法第 121 条第 1 項の規定に基づく調査を実施する必要があると判断し、調査委員会を設置して調査を行った。

本調査結果報告書は、県が病院機構から医師の退職について報告を受けた平成 29 年 11 月 10 日までの事象について、病院機構からの文書報告の内容及び委員会によるヒアリングの結果を基に取りまとめたものである。

2 医師退職の主な理由

退職医師らが退職を決意した最も大きな理由は、放射線治療科に長年勤務していた医師が外部機関に研修派遣され、退職に至ったことである。

当該医師の研修派遣を巡っては、研修派遣の理由や必要性、派遣時の処遇、派遣復帰後のポスト等について、病院機構本部と当該医師との認識に大きな相違があった。

研修派遣の理由、必要性に関する両者の認識は概ね次の通りである。

（病院機構本部）

- ・ 当該医師が責任医師（ ）になるためには必要条件である 1 年間の重粒子線治療施設での研修が必要
- ・ 当該医師が先進医療の申請書に経験年数を 2 年間と記載したことは虚偽記載にあたり、その反省も含めて 1 年間の研修を命じた
- ・ 症例が十分にある外部機関での研修が必要である

責任医師

先進医療としての重粒子線治療の施設基準を満たすために必要な医師

（当該医師）

- ・ 外部機関でなくても、がんセンターで同じ期間従事すれば責任医師の資格要件を満たすことができる
- ・ 研修を命じられた外部機関には過去に 3 か月研修に行っており、また、そこでの客員研究員としての経験年数も 2 年以上ある
- ・ 先進医療の申請書に経験年数を 2 年間と記載したのは、客員研究員としての経験年数も含めて記載したものである。この件については、当該外部機関に確認した上で記載した。

このように両者の認識が異なったまま研修派遣命令が出され、その結果、医師は退職するに至ったが、この一連の過程で、病院機構本部から当該医師や退職医師らに対し、十分に納得のいく説明はされなかった。

こうした対応により、当該医師とともに放射線治療に当たっていた退職医師らは、自分達もいつ同じような目にあうかもしれないとの不安を抱くこととなった。

また、退職医師らの中には、当該医師のもとで学ぶために着任した医師もあり、それらの医師にとっては、がんセンターで治療に携わる意義や意欲が大きく低下することにもなった。

このような研修派遣を巡る対応のほか、病院機構の監査・コンプライアンス室では医師間のパワハラ事案を認定しているが、退職医師らは、これに対する機構本部の対応についても不透明、不公正ではないかと不信感を抱いており、これら一連の対応が、退職を決意することにつながったものと思われる。

3 課題の指摘

今回、調査委員会が調査した限りで、法令違反と思われる事項は確認されなかったが、病院機構監事の監査結果報告書で指摘されているように、パワハラ事案について、病院機構の内部規程に則った対応がされていない事項が認められた。

また、情報の共有化やコミュニケーションの確保という観点から、次のような課題があることが認められた。

情報の共有化

病院機構の監査・コンプライアンス室がパワハラ事案に関して実施した調査結果(平成29年7月)においては、当該事案以外にも、退職医師らの就業継続が極めて微妙な状況にあることなど、様々な課題が指摘されていた。

しかし、これらの課題については、がんセンターはもとより、病院機構本部においても情報の共有が行われず、組織的な対応が図られることもなかった。

研修派遣を巡る対応

医師の研修派遣問題については、診療体制維持の観点から、病院現場からも残留の要望があったところ、当該医師や退職医師らが十分に納得できないままに派遣が命じられ、結果的に当該医師は退職に至っている。

この一連の過程においては、病院機構本部と病院現場との間でコミュニケーション上の大きな課題があったことが認められる。

特に、研修派遣を命ずるにあたり、病院機構本部が、当該医師のみならず退職医師らに対しても、派遣の理由や必要性等についてしっかりと説明責任を果たし、病院現場との意思疎通、コミュニケーションを徹底していれば、今回の事態を防ぐことも可能であったと思われる。

中期目標における位置づけ

県は病院機構に対し、中期目標において「職員のやりがいを高め、職員がその能力を十二分に発揮できるよう、幅広いチーム医療体制の推進、風通しのよい職場づくりや組織の活性化に努めること」を指示している。

今後、風通しの良い職場づくりに向けて、病院機構と病院の双方のコミュニケーションを活性化させ、現場におけるチーム医療に支障を来たすことのないよう、合意形成に意を尽くす必要があると考える。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に
関する調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県立がんセンター(以下、「がんセンター」という。)の放射線治療科における複数の職員の同時期の退職に伴い、がんセンターにおける医療の提供体制の維持に係る重大な問題が生じていることから、地方独立行政法人法(以下、「法」という。)第121条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会(以下、「調査委員会」という。)を設置する。

(調査内容)

第2条 がんセンター及びがんセンターを統括する機構本部に対し、医療の提供体制に関する調査を行うとともに、法令や内部規定に対する違反がないかの調査を行う。

(調査方法)

第3条 委員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の役員及び職員からの事情の聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認、その他の必要な調査を行うものとする。

(構成員)

第4条 調査委員会は、保健福祉局長、保健福祉局副局長、保健福祉局技監、保健福祉局総務室長、保健福祉局県立病院担当部長、保健福祉局保健医療部県立病院課長、政策局政策部政策法務課職員及び県が依頼する弁護士を構成員とする。

2 委員長は、保健福祉局長を充て、調査委員会を招集し、その議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、保健福祉局副局長を充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて、構成員を増員することができる。

5 委員長は、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

(会議の開催)

第5条 調査委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

3 会議は非公開とする。

(責務)

第6条 委員は、公正、公平に調査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 委員長は、第2条及び第3条による調査の結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、報告を受けた後、必要に応じて、法第122条第1項に基づく必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、保健福祉局保健医療部県立病院課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会委員名簿

役 職 等	氏 名
神奈川県保健福祉局長	武井 政二
神奈川県保健福祉局副局長	玉木 真人
神奈川県保健福祉局技監	中澤 よう子
神奈川県保健福祉局総務室長	秋山 昌弘
神奈川県保健福祉局県立病院担当部長	橋本 和也
神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課長	山崎 育子
神奈川県政策局政策部政策法務課 兼神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課	田中 穰
弁護士	大和田 治樹

2 委員会開催状況

第1回 平成29年12月19日

第2回 平成30年1月12日

第3回 平成30年1月22日